**令和７年度ＳＮＳ活用プロモーション業務基本仕様書**

１　業務名

　　令和７年度ＳＮＳ活用プロモーション業務

２　委託期間

　　契約締結日から令和８年３月３１日まで

３　目的

ＳＮＳを活用して、広島市を中心とした広島広域都市圏の観光スポットや歴史、豊かな食文化などの魅力を広く発信することにより、観光地としての魅力を向上させるとともに、本市への誘客と滞在時間の延長を図る。

４　主な業務内容

⑴　ＳＮＳ漫画の制作及び投稿

⑵　本市ＳＮＳアカウントの運用及び保守

　ア　本市ＳＮＳアカウントの記事投稿

　イ　ＳＮＳを活用したキャンペーンの実施

ウ　Instagram広告の実施

エ　本市ＳＮＳアカウントの保守及び緊急時の対応

５　委託業務の内容等

⑴　ターゲット

　　　首都圏等の２０～３９歳の女性（ファミリー層を含む。）

⑵　ＳＮＳ漫画の制作

広島市を中心とした広島広域都市圏訪問の動機付けにつながる、同地域の魅力が伝わるＳＮＳ漫画を制作する。

ア　ＳＮＳ漫画の内容は次のものを含むこととし、本市と協議の上制作すること。

　・観光スポットやイベント、グルメ、伝統芸能

　・本市観光施策の取組（例：広島ピースツーリズムや食の観光キャンペーンなど）

　・その他、ターゲットへの訴求が有効と考えられるもの

イ　取り上げる観光素材の対象エリアは、広島市を中心とした広島広域都市圏内とする。

ウ　多くの閲覧者が「共感」や「臨場感」を得られ、訴求力のあるＳＮＳ漫画を２本以上制作すること。

エ　漫画制作者のＳＮＳアカウントのフォロワーが１０万人以上であること。

オ　フォロワーがターゲットに合致していること。

カ　漫画制作者の制作物が「旅行」や「観光」と親和性があるもの。

キ　漫画制作者の採用については、本市と協議の上決定すること。

ク　ＳＮＳ漫画等の制作に当たっては本市と協議の上進めること。

⑶　ＳＮＳ漫画の投稿

　　ア　ＳＮＳ漫画の投稿及びインプレッション数の増加

(ｱ)　制作したＳＮＳ漫画を漫画制作者自身のＳＮＳアカウントで投稿すること。

(ｲ)　ＳＮＳ漫画の認知度向上のため、１投稿当たり３０万インプレッションを目指すこと。広告等を実施するに当たり、ターゲットの属性や配信時期等は本市と協議の上決定すること。

(ｳ)　インターネット広告など、投稿のインプレッション数増加に効果的な取組を実施すること。取組内容は本市と協議の上決定すること。

　⑷　本市ＳＮＳアカウントの運用

　　　本市ＳＮＳアカウントを通して、広島市を中心とした広島広域都市圏の魅力的な観光情報を発信するとともに、本市ＳＮＳアカウントのフォロワー数の増加を図るため、記事投稿やＳＮＳを活用したキャンペーン等を実施する。フォロワー数は、委託期間終了時点で３０，０００人以上を目標とすること。

　　　当業務で運用する本市ＳＮＳアカウントは下表のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| ①名　　　　称 | ひろたび【広島市観光政策部公式】 |
| ②アカウント名 | explore.hiroshima（Instagram） |
| ③フォロワー数 | 約２５，０００人（公示日時点） |
| ④運営主体 | 広島市経済観光局観光政策部観光プロモーション担当 |

　　ア　本市ＳＮＳアカウントの記事投稿

　　　(ｱ)　本市ＳＮＳアカウントに投稿する観光素材の選定、写真や動画の撮影・編集、記事作成、記事の投稿などを行うこと。

　　　(ｲ)　投稿する観光素材は、広島市を中心とした広島広域都市圏内の観光名所や注目を集めているもの、新しいもの、知名度は低いが魅力的なものなど、本市への観光の目的となりうる素材を選定すること。

　　　(ｳ)　体験の様子など、動的な素材については、積極的に動画を撮影し、投稿に活用すること。

　　　(ｴ)　撮影には、適宜、モデルを起用して、人物入りの写真・動画を撮影し、投稿に活用すること。なお、モデルの起用にあたっては、本市と協議の上決定すること。

　　　(ｵ)　記事は原則として統一感のあるデザインで作成すること。また、本市による投稿に活用するため、本市の求めに応じて素材等を提出すること。

　　　(ｶ)　記事投稿は契約締結の約１０日後（令和７年６月１０日頃）から開始することとし、以降は、原則として、週２回以上の記事投稿を行うこと。なお、年間２０回以上はリール投稿とすること。

　　　(ｷ)　１か月分の投稿スケジュールを毎月作成し、投稿予定月の７日前までに提出すること。なお、契約を締結した月はこの限りではない。

　　　(ｸ) 閲覧者の目を引く投稿内容（写真・動画、文章など）を作成し、投稿予定日時とともに、投稿前に発注者の確認を受けること。

　　　(ｹ)　投稿する施設などの情報は、取材等に基づき、正確に掲載すること。

(ｺ)　閲覧数を増加させるための効果的なハッシュタグを１０個程度作成すること。そのうち、「#じゃけぇ広島に恋しとる」は固定とする。

(ｻ)　投稿に使用する写真及び動画は、原則、新規撮影とする。

(ｼ)　写真や動画、ＢＧＭ等の使用に関しては、著作権等の権利関係の問題が発生しないものを使用し、許諾が必要な場合、手続等は受託者が行うこととする。

　　イ　ＳＮＳを活用したキャンペーンの実施

　　　(ｱ)　広島市を中心とした広島広域都市圏の魅力を広く発信するための効果的なキャンペーンを３回以上、本市のInstagramアカウントを活用して実施すること。（プレゼントキャンペーンやフォトコンテストキャンペーン等）

　　　(ｲ) キャンペーンは、本市Instagramアカウントのフォロワー数増加につながる内容とすること。

　　　(ｳ)　キャンペーンは、Instagramの規約や運用規則を順守して実施すること。

　　　(ｴ)　キャンペーンの詳細については、本市と協議の上決定すること。

　　　　ウ　Instagram広告の実施

　　　(ｱ)　 広島市を中心とした広島広域都市圏の魅力を拡散するとともに、本市ＳＮＳアカウントのフォロワー数増加につながるInstagram広告を実施すること。ターゲットの属性や実施期間、広告の誘導先については、本市と協議の上、決定する。

　　　(ｲ)　Instagram広告のインプレッション数（広告表示回数）は、３０万回以上とすること。  
（Instagram広告を複数回実施する場合、インプレッション数は合計３０万回以上とする。）

　エ　本市ＳＮＳアカウントの保守及び緊急時の対応

本市ＳＮＳアカウントの運用上、発生しうる脅威（なりすましアカウントやアカウントの乗っ取り、炎上等）に備えるとともに、緊急事態発生時には本市と連携の上適切に対応すること。

　⑸　効果の検証

ア　投稿したＳＮＳ漫画の閲覧状況や本市ＳＮＳアカウントの運用状況など、ターゲットへのアプローチについて、取組の効果を検証し、その結果報告及び効果向上提案等を実施すること。

イ　検証結果報告及び効果向上提案は２ヶ月に１回以上行うこと。

⑹　その他効果的な取組

より効果的となる独自提案は、本市と協議の上決定すること。

６　成果物の著作権等

(1) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、本市に無償で譲渡する。ただし、本市に譲渡することができない適切な理由がある場合で、事前に本市の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、本市は当該許諾条件の範囲内で使用権を有するものとする。

(2) 成果物は１次利用及び２次利用共に無償で使用できるようにすること。

７　業務実施状況報告書及び実績報告書

(1) 月に１回、当業務の取組状況等を記載した業務実施状況報告書を作成し、本市に提出すること。投稿したＳＮＳ漫画のインプレッション数、本市ＳＮＳアカウントのフォロワー数の推移、各投稿記事のいいね数は必ず記載することとし、その他の取組は進捗状況にあわせて適切な数値等を記載すること。

(2) 委託業務完了の日から起算して１０日を経過した日又は令和８年３月３１日のいずれか早い日までに、委託期間を通した取組内容やその成果、取組に基づいた分析、考察、次年度以降に効果的と考えられる提案 を記載した実績報告書を作成し、本市に提出すること。

８　成果物

契約履行過程で撮影した写真や動画は素材ごとにリスト化し、全て電子媒体で納品し、形式は次のとおりとすること。

　　・写真はＪＰＥＧ形式とする。

　　・動画はＭＰ４形式とする。

９　その他

⑴　この仕様書に定めのない事情が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、決定する。

⑵　本業務を行うに当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、本市が妥当と判断する範囲内で行う。